

本人追跡性を基礎とする携帯電話の情報モラル教育

鈴木英男* 安岡広志* 圓岡偉男*
神野 建* 新島典子**

近年、Facebook、Twitter、mixi、GREE、Mobageの爆発的普及と、スマートフォンと呼ばれる携帯電話の登場により、掲示板、ブログ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者数が急増している。高校生の携帯電話所持率も高く（95.1%）、携帯電話による子どもたちの被害も急増している。その内容は、いじめ、詐欺、異性間トラブル（強姦、児童売春）などの深刻な被害である。他方で、利用者は、被害者になるだけでなく、ネットの匿名性により、容易に加害者にもなり得る。いったん加害者になれば、匿名性は失われ、犯罪者となることもある。携帯電話を使用することは、被害者や加害者になり得るリスクを含んでいる。筆者らは過去9年にわたり国内20校以上の高校において携帯電話の情報モラル教育を実施してきた。高校生にとって理解しやすい内容にするため、筆者らの情報モラル講演は、本人追跡性について詳説、さらにデモンストレーションも行っている。本稿は、携帯電話利用にともなう生じる社会問題の複雑さ・深刻さについて分類、解説した上で、これまでの高校教育現場での情報モラル教育の実践をふまえ、効果的な情報モラル教育の一つの考え方を示すことを目的としている。本稿が高校教育現場で日夜問題に直面している関係者各位の手助けになることを期待したい。

キーワード：本人追跡性、情報モラル教育、携帯電話、いじめ、SNS、掲示板

An Information Morals Education based on the User Traceability for Cellular Phones in Japanese High Schools

Hideo SUZUKI*, Hiroshi YASUOKA*, Hideo TSUBURAOKA*,
Ken JINNO* and Noriko NIJIMA**

In recent years, the number of users of the BBS, bulletin board system, the blog, and the SNS, social networking service, are increasing rapidly along with the explosive spread of Facebook, Twitter, mixi, GREE and Mobage, and with the appearance of "smart phone," a new type of the cellular phone. The more high school students possess cellular phones, the more serious damage the students suffer: bullying, fraud and even sexual assaults and troubles, such as rape and juvenile prostitution. On the other hand, by the anonymity of network, students can turn into not only victims but assailants easily. Once a student becomes an assailant, however, anonymity is lost and he/she can easily become a criminal. Thus, using cellular phones involves taking risks of becoming a victim and an assailant. We authors have performed the information morals education of cellular phones over the past nine years at over 20 Japanese senior high schools. Our lectures on the information morals education have been especially based on the user traceability for cellular phones, and are readily appealing to the students, including a demonstration of showing an IP address on PC/cellular phone's displays. In this paper, we first classify and explain the complexity and seriousness of the social problems which arise as a consequence of using cellular phones. Then we show principles for effective information morals education, based on authors' experiences of the lectures on information morals education so far. We will be happy if this paper could help to support high school teachers, facing these serious problems every day.

Keywords: user traceability, information morals education, cellular phone, bullying, SNS, bulletin board system

*東京情報大学 総合情報学部
Tokyo University of Information Sciences, Faculty of Informatics

2012年7月10日受理

**ヤマザキ学園大学 動物看護学部
Yamazaki Gakuen University, Faculty of Veterinary Nursing

1. まえがき

[Facebook]、[Twitter]、[mixi]、[GREE]、[Mobage]などのソーシャルメディアの爆発的普及により、インターネット社会は日々進化している。インターネットの利用形態は、以前はPCからの利用のみであったが、現在では携帯電話やPHS、スマートフォン等のモバイル端末からの利用率が増加している。[総務省2011a]の統計では、ソーシャルメディア利用に主に用いる端末の具体的内訳は、携帯電話・PHS（10代38.0%、20代24.6%、30代13.5%、40代6.0%、50代2.9%、60代3.2%）、スマートフォン（10代6.2%、20代6.8%、30代3.0%、40代5.4%、50代1.5%）となっている。10代ではモバイル端末でのソーシャルメディア利用が約45%と、半数に迫っており、数年以内に半数を超える勢いである。他の世代も10代と同様にモバイル端末からの利用率が増加している。

高校生の携帯電話機（機種を問わず）所持率は95.1%と高く、学校で禁止されている時間帯以外は、毎日膨大な時間が携帯電話利用に費やされている。「インターネットにのめり込んで勉強に集中出来ないことがある高校生は12.3%に上る」、「夜遅くまでインターネットにのめり込んで睡眠不足になることがある高校生は11.4%」に達している [内閣府 2011]。

これらの状況を踏まえると、携帯電話を用いたインターネットの利用は、以下の複数の観点から社会問題になることが多いと思われる。(1) 経済的被害 ①詐欺サイトへのアクセスによる金銭的被害、②フィッシング詐欺、③ソーシャルゲームへの没頭による浪費、(2) 精神的被害 ①長時間あるいは常時インターネットへアクセスせずにはいられなくなるネット依存症、②匿名性に乘じたなりすまし行為によるSNSなどへの不正な書き込みなどによる名誉毀損、③学校裏サイトに代表される掲示板への悪質な書き込みなどによるいじめ行為、④上記②、③などの結果として生じる個人情報漏え

い、などである。④の個人情報漏えいは、3.(1)に後述する経済的被害にも直結する問題であり、上記からも携帯電話利用にともなって生じうる社会問題の複雑さ・深刻さが明らかである。

このような社会問題に高校生が巻き込まれていることが、2000年頃より明らかになり、筆者らも2004年より「携帯電話の情報モラル」と題する全校生徒に対する講演を各地の高校で開催し、講演回数は20回以上にわたる。この分野の先駆的活動を行ってきたのが [下田] である。最近では、文部科学省の指導もあり、どこの高校でも年に1回以上の情報モラル教育が行われるようになった。情報モラル教育の教材は、様々なものが作り出され、[教員研修センター] [教育委員会] [島根の教育研究会] [小泉] [金、圓岡] など枚挙にいとまがない。

2005年に作られた [教員研修センター] の教材では、子どもたちが被害者と加害者の両方にならないように指導すべきであると書かれているが、筆者らの講演ではいち早く2004年初頭から、被害者・加害者両方の側面からの講演を行ってきた。一般的な講演と比べて、重点をおいていることは、本人追跡性について従来にはなく詳しく解説している点に加え、ネットワークに接続したPCによるデモンストレーションも一緒に行うことで、高校生の理解が一層深まるようにしたことである。

本稿ではまず、ソーシャルメディアの台頭の現状と、情報モラルに関する諸問題について分類して解説する。本稿が高等学校の教育現場で日夜問題に直面する関係者各位の手助けになることを期待し、これまでの教育現場での情報モラル教育の実践をふまえ、効果的な情報モラル教育の一つの指針を示したい。

2. ソーシャルメディアの台頭について

総務省が実施した調査 [総務省2011a] によれば、ソーシャルメディアの利用数、利用経験を年代別に見ると、若年層ほど現在の利用率が高く（10代で71.7%、20代63.9%、30代48.3%、

40代33.7%、50代27.4%、60代22.3%)、複数利用の割合も高い(10代49.7%、20代39.3%、30代26.3%、40代18.5%、50代14.1%、60代11.3%)。

ソーシャルメディアの種類ごとの利用率を世代別(「若年層」は10~30代、「中年層」は40・50代、「高齢層」は60代以上)に見ると、SNS(若年層80.5%、中年層67.9%、高齢層59.5%)、Twitter(同51.9%、47.0%、41.9%)、ブログ(同55.5%、52.6%、55.1%)の若年層の利用率が他の世代に比べて高く「Twitter、SNS等に代表されるソーシャルメディアでのN対Nのリアルタイムでの情報流通は、利用場所を問わず、隙間時間も活用可能なモバイル端末をより多く使い、複数のソーシャルメディアを使いこなす若者に牽引されている」ことがわかる[総務省2011b]。

モバイル端末には、iPhone、Android、Windows Phone、iPadなど様々なものがある。ガラパゴス携帯(俗称:ガラケー)やフィーチャー・フォンと呼ばれ、スマートフォン(俗称:スマホ)とは異なる携帯電話の機種もモバイル端末に含まれ、今やほとんどのモバイル端末からインターネットが利用可能である。スマートフォンを含む携帯電話が、ゲームなどのさまざまな機能により人々を熱中させるのは、いまや社会現象とも呼べる規模のものとなっている。

このようなソーシャルメディアの台頭により、PCと携帯電話を使うすべての人々に、ソーシャルメディアの便利さがもたらされている。その中には、もちろん高校生も含まれている。便利さを享受する一方で、ソーシャルメディアがもたらすトラブルに巻き込まれぬように指導してゆかなくてはならない。

3. 携帯電話利用で発生しうる問題点について

(1) 経済的被害

① 詐欺サイトへのアクセス

携帯電話利用が関係するリスクの中で、最もわかりやすいものは、経済的被害である。その

代表的なものと言えるのが、魅力的な景品が当たるアンケートに応募する形式の詐欺サイトである。抽選に応募するために、住所、氏名、電話番号などを記入したら、お金を請求され、「一週間以内に入金がないときはお宅まで回収に伺います」などの脅迫文が画面に表示される。そこで、はじめて詐欺と気づくが、住所などを知られてしまったので怖くなり、つつい指定の銀行口座に送金してしまうタイプの詐欺である。

② フィッシング詐欺

次にフィッシング詐欺と呼ばれる詐欺がある。これは、大手銀行の名を語って「セキュリティの向上に伴いまして、オンライン上でのご本人確認が必要となります。この手続きを怠ると今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので、一刻も素早いお手続きをお願いします」などという文面で暗証番号などを騙し取るものである。往々にして銀行のロゴまで本物そっくりなものを使っているの、騙されやすい特徴がある。

③ ソーシャルゲームへの没頭

次に詐欺ではない大手SNSサイトのソーシャルゲームに大金を浪費してしまうような被害である。最近では、コンプガチャ問題が代表例である。コンプ(コンプリート)ガチャと呼ばれるソーシャルゲームは、最初は無料でアイテムが入手できたり、数百円でアイテムが次々と揃っていくが、最終的には、何回アイテムを購入しても、欲しいアイテムが揃わず、コンプリート、つまりアイテムをすべて揃えるためには、いつの間にか1ヶ月に何十万円も料金がかかってしまうので問題となっている。景品表示法違反の指摘を受け、慌てて2012年5月末でサービスを終了させると宣言している業者が多い。

(2) 精神的被害

① ネット依存症

携帯電話利用が関係するリスクの中で、わかりにくいものが、精神的被害である。長時間あるいは常時インターネットへアクセスせずにはいられなくなる青少年のネットゲーム依存症

は、家族が気づく頃には重篤な段階に達している、そう簡単に治らなくなっていることも多い。

本来、子どもたちには自己抑制心が芽生えていることを期待したいが、対策としては、ネットにアクセスする時間帯を制限する、夜間は携帯電話を取り上げる等の方法ぐらいしかなく、その実践は容易ではない。子どもの個の尊重と逆行するような対策ではあるが、とりあえずの対策としては仕方がない。[NPO法人教育研究所]では、オンラインゲーム・ネットゲーム（略して、ネトゲ）へ依存し始めるきっかけ、ネトゲ依存からニート、廃人になってしまうまでの過程、ネットゲーム依存から廃人にならないため、保護者はどうしたらよいか、等を解説している。[NPO法人教育研究所]や医師の指導のもと、時間をかけて治していくしかない。

② なりすまし行為

次に問題となるのが、匿名性に乘じたなりすまし行為である。なりすまし行為とは、本人を偽って別人が、SNS、掲示板などへ書き込むことである。書き込む内容も、あらぬ嘘の内容や個人を攻撃したり誹謗中傷するものが多く悪質である。誹謗中傷された人は、泣き寝入りしてうつ症状となるか、報復する内容で対決し誹謗中傷の仕返しをする。どちらにしろ、精神的被害を受けていることに変わりない。仕返しをされた人は、実はなりすまされた第二の精神的被害者である。このように、誹謗中傷による名誉毀損が複数発生するのがなりすまし行為の問題である。

③ 学校裏サイト

さらに、自殺者を出すなど深刻な問題となっているのが、学校裏サイトに代表される掲示板への悪質な書き込みなどによるいじめ行為である。短時間ですぐに作られたり、消されたりするため証拠が残りやすく、被害を受けても、学校に訴えることも難しい構造となっていることが問題である。

④ 個人情報漏えい

上記②③などの結果として生じる個人情報漏えいも深刻な問題である。例えば、いじめの中で、被害者の電話番号、住所、顔写真などを勝手に載せる人がいる。このような行為は名誉毀損罪にあたる〔福岡県警察〕。

4. 効果的な情報モラル教育について

携帯電話によるネット利用は、便利で気軽な反面、前述のような経済的被害および精神的被害という多大なリスクをはらむものという認識を新たにした上で、これらのリスクをユーザーである子どもたちによく理解してもらうために効果的と思われる情報モラル教育の一つの考え方を以下に紹介する。

(1) 導入部における注意点

情報モラル教育は、えてして「あれをやっではいけない、これをやっではいけない」という退屈な話になることが多いので、子どもたちの注意力を時間の最後まで維持することは容易ではない。講演会の冒頭導入部分で、アニメ画像など生徒の興味を喚起し、生徒受けする内容で、生徒の気持ちを掴むことが肝要である。

(2) 何を理解し、覚えて欲しいか：必要最低限の項目とは

子どもたちに理解させたい項目が沢山ある場合でも、子どもの注意力を持続させることにさえ成功すれば、講演内容のほとんどの項目は案外理解してもらえるものである。ただし、子どもたちが内容を理解できることと、あとですべて思い出せるかは別次元の問題である。講演後も子どもたちの記憶にとどめて欲しい最低限のアウトラインを示す必要がある。具体的には以下の4つの論点に集約して講義を行うと理解しやすい。①どういう場合に自分の個人情報に相手に伝わるのかを理解させることで、詐欺などに直面しても適切に対処できるようにする、②ネットの匿名性を過信せず、加害者や犯罪者にならないように注意する、③ネットの性質をよく理解して、自己表現に注意する、④出会い

系サイトに気をつける。この4点は、大変重要なポイントとなるので、最低限理解を深めてもらう必要がある。以下、4つの論点を順番に詳述する。4つの論点は本人追跡性を理解するとわかりやすくなるので、本人追跡性についても詳しく述べる。

5. ネットの性質を正しく理解する：本人追跡性について

(1) 子どもたちに必ず知って欲しいこと

PCや携帯でネットにアクセスすると足跡が残り、追跡可能であることを子どもたちに十分理解してもらう必要がある。

(2) 教える側が知っておきたい本人追跡の仕組み

まずは、インターネット（以下、ネットと略す）とはどういうものか理解するところから始める。ネットにアクセスするときには、4人の人物が登場する。例えば、Aさんが、<http://www.w3c.org/> というあるページ（ドメイン名と呼ばれるサイト名を含む）にアクセスするとき、Aさん、Aさんの契約しているネット業者、ページの所有者、ページ所有者の契約しているネット業者の4人が関わっている。ネット業者は、プロバイダとも呼ばれ、業者同士が接続されているので、Aさんがページにアクセスできる。ページとは、掲示板、SNS、ブログ、ゲームなど、すべてのネット接続先のことである。ネットの世界では、IPアドレスと呼ばれる、世界で唯一のアドレスを使用している。Aさんがページにアクセスするときには、必ず、Aさんとページは、それぞれに割り当てられたIPアドレスによって接続されている。

このIPアドレスと時間を、上記2人のネット業者がログとして記録しておけば、あとで、誰がどのページ（どのサイト）にアクセスしたかがわかる。現在は、[プロバイダ責任制限法]（俗称）という法律で、すべてのネット業者はログを記録する義務があるので、あとで調べることが可能である。

PCの場合、IPアドレスからは、どの家庭から接続していたかだけが特定されるが、家族会議を開けば、おそらく誰が使用していたかは明白である。携帯電話の場合、Aさんは個人で、ネット業者（携帯電話会社）と契約しているので、個人が容易に特定される。

(3) IPアドレス以外の本人追跡の仕組み

IPアドレス以外にも、本人追跡の仕組みがある。PC利用時におけるCookieと、携帯電話利用時における個体識別番号である。この二つの情報は、ネット業者というよりは、ページ所有者が取得する情報である。

PCや携帯電話で、インターネットショッピング、アンケート回答、懸賞エントリーなどを行うと、個人情報を入力することになる。ショッピングサイト、アンケートサイト、懸賞サイトのページ所有者は、Cookieや個体識別番号を収集しようとするので問題となる。Cookieは、あとで削除できるが、個体識別番号はあとで削除できない。個体識別番号とは、携帯電話一台一台に付けられた異なる番号で、一台一台の携帯電話が識別できるので、個体識別番号と呼ばれている。あとで削除できない、しかも、個人情報に直結する個体識別番号を送信するのは、プライバシーを侵害する大きな問題である[高木][四家]。個体識別番号を送信している携帯電話会社は、即刻やめるべきである。

ここで整理すると、Cookieと個体識別番号は、ページ所有者が取得する情報である。携帯電話番号は利用者が入力しない限りページ所有者には届かない。IPアドレスと携帯電話番号は、ネット業者である携帯電話会社が取得する情報である。あとで事件や問題となったときに、携帯電話会社はIPアドレスと携帯電話番号から基地局と接続先を追跡できる。携帯電話番号を把握しておけば、個体識別番号は不要なのである。個体識別番号をページ所有者に渡す理由はないのである。

このように、ネットにアクセスするという行為は、さまざまな方法により、本人追跡性がつ

きまとうことを肝に銘じておく必要がある。

(4) 本人追跡のデモンストレーションページの紹介

筆者らはPHP言語によるデモンストレーションページ http://www.edu.tuis.ac.jp/~suzuki/your_net_info/index.php を提供している。このページにアクセスすると、図1のように、様々な情報をページ所有者が取得している状況がわかる。図1の内部を見ると、下から6行目のREMOTE_ADDRの行で、その時点で携帯に割り当てられているIPアドレスがわかり、HTTP_USER_AGENTの行で、携帯の機種番号と個体識別番号などがわかる。携帯からこのページにアクセスして、個体識別番号が表示されていなければ、その携帯は個体識別番号を送信しない機種であることもわかる。このページは一般に公開しているので、誰でもアクセスして利用できる。

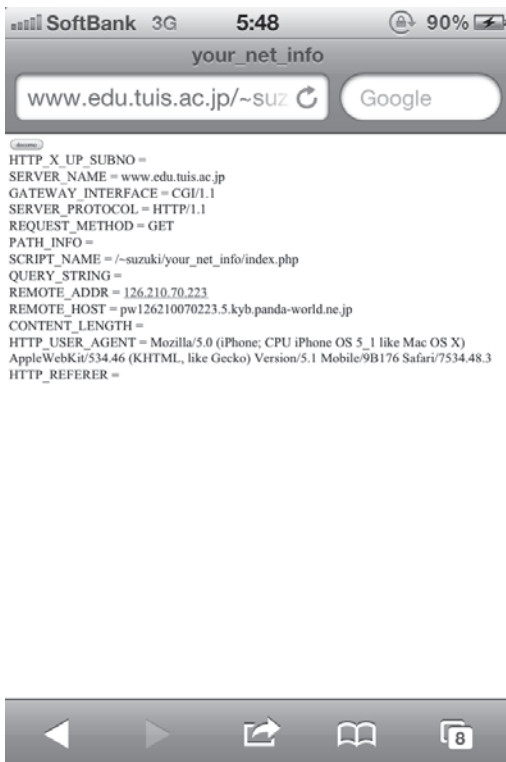


図1 ページ所有者が取得する情報

6. ネットの性質を正しく理解する：4つの論点について

(1) 悪い人からは利用者を特定できない

本人追跡性があることを述べたが、詐欺サイトにアクセスしたときに、詐欺をする人はIPアドレスと個体識別番号からは個人情報を特定不可能 [docomo] なので、相手にお金などを要求されても、それを無視して逃げるができる。しかし、景品につられて、アンケート応募という詐欺サイトにアクセスした際、電話番号、住所、氏名などを記入してしまっている場合が多いので注意が必要である。欲しい景品が簡単に当たるなどという甘い話は、まず疑うことが肝心である。

個人情報を入力してしまったあとでも、悪質な要求は無視し、即刻逃げるべきである。悪質な要求とは、脅迫、金銭の要求、恐怖を覚えること、詐欺と思われること等々を指す。その後も継続して悪質な要求を受ける場合は、保護者、学校の先生、警察署、消費者庁等の関係機関に相談する必要がある。

(2) 悪いことをした本人は特定される

IPアドレスと個体識別番号から個人情報を特定することは原則不可能である。例外的に、悪質ないじめ、犯罪、詐欺など悪いことをした場合、警察および裁判所が介入し、[プロバイダ責任制限法]が適用されて、悪事を働いた本人が特定される。5.で先述したように、あとで調べれば、すべての個人情報が判明する仕組みになっている。

(3) ネットの性質をよく理解して、ネット上の自己表現には気をつける

① 画像掲載や書き込みについて

ネット上に画像を載せたり、発言、意見、文章を書くことは自己表現の一つだが、自分の分身だと思って慎重になるのが良い。3つの点で注意しなければならない。

まず1つ目に注意しなければならないことは、twitterでのつぶやき、SNSでの日記、画像

など、ネット上の自己表現は、基本的に全世界に公開されていることを理解させなければならない。例えば、体育館で全校生徒を前に情報モラル講演会を行い、ネットに接続されたPCによりデモンストレーションをしているときに、「今から、前略プロフィールでこの学校名で検索します。」と言うと、ざわざわと騒ぎ出し、生徒の一部は大変驚くのである。[前略プロフィール]とは、様々な質問項目に答える形で顔写真を含む自己紹介ページを掲載するサイトで、[前略リアル]というつぶやき日記サービスもある。前略プロフィールは使用を禁止している学校もある。実際には、検索するだけで個人の自己紹介ページを見せるまではしないが、学校名で検索するだけで、吐息が漏れる。このことからわかるように、生徒は全世界に公開されていることを知っていても、まさか自分の情報が、そんな風に使われるとは思わないのである。このような方法で、ネットでの自己表現が全世界に届いていることを実感させ、理解させる必要がある。

2つ目に注意しなければならないことは、一度ネット上に出た画像や文章は半永久的に、キャッシュと呼ばれるサーバに残ったり、検索サイトのリストに残ってしまう。現在の法律では、これらを削除したり、検索サイトのリストから削除するのは、大変な手間と時間がかかる。ヨーロッパEUで議論されている、「忘れ去られる権利および削除する権利 (The right to be forgotten and to erasure)」とは、本人が特定のサーバや検索エンジンにある自分のデータを消す権利を与えようというものである [EU]。日本においては、まだこのような法律は存在しないので、削除するのは大変なことである。すなわち、安易に画像や文章をネットに公開しないことを理解させなければならない。

もう一つ注意しなければならないことがある。自己表現が他人を不愉快にさせるものではないと自分で判断しても、他人は自分の都合の良いように解釈してくれるとは限らない。独り

よがりな自己表現は、他人を著しく激怒させる場合もあり、激怒のあまり、攻撃や犯罪的行為をしかけてくる場合すらある。

一例を以下に紹介する。2008年4月千葉県内の中学3年の男子生徒が、あるプロフィールサイトに、どこかで入手した格好良い服を着た写真を載せたことがきっかけで、怒った暴走族メンバーらに金属バットで殴られ、意識不明となる殺人未遂事件があった。写真を載せた本人は、その服がある暴走族のユニフォームであるとは知らず、よもやそんなことになるとは想像すらしていなかっただろうが、自己表現は、ときに他人を不愉快にさせることもある。ネットに載せる文章や写真には十分に注意しなければならない。

ましてや、いじめのように、故意に他人を怒らせたり、いじめたり、不愉快にするようなネットへの書き込みは、絶対にしてはいけない。

② ネットでの名乗り方

ネットでは、「名無しさん」のように、自分の名前を伏せて匿名で書き込める。仮名を使っても書き込める。3.(2)精神的被害の②なりすまし行為の項で述べたように、他人になりすましても書き込める (なりすましは法律で禁止されているし、やってはいけないことを、再三理解させる)。もちろん実名でも書き込める。それでは、上記6.(2)の項で書いたように、悪いことをしたとき、どのような場合なら、本人が特定されず済むだろうか。実はすべての場合において本人が突き止められる。

ネット上の掲示板では、IDと呼ばれる情報が表示されている。同じPCやモバイル端末を使う限り同一であり続けるため、同じ人が別名で記事を書き込んだり、IDで発覚する仕組みとなっている。誰かが、本人になりすまして書き込んだとしても、あとから本人が書き込めばIDが異なるので、前に書いた人と後で書いた人が、異なる人物であることが証明できる。だが、ネットの世界では、先に書いた人、あとで書いた人、どちらが本物かを証明することはで

きない。両方ともなりすまして、偽者である可能性すらある。ネット上の本人証明は非常に難しいことである。したがって、ネット上のうわさは、信憑性が低いことを覚えておく必要がある。

③ 学校裏サイト

学校裏サイトは、3.(2)精神的被害の③学校裏サイトの項で述べたように、ときに、自殺に至るほどの精神的被害をもたらす。[下田]によれば、子どもが作成した、「学校裏サイト」と呼ばれる掲示板には、バナー広告という広告が表示されている場合が多く、掲示板にアクセスがあるたびに、掲示板を作成した子どもにお金が入る仕組みになっていることが多い。悪質な掲示板では、誰かの悪口が書かれると学校で噂になり、掲示板内と学校内で喧嘩が始まる。喧嘩などで盛り上がれば、アクセス数が増えるので、盛り上がるほどお金が入る。掲示板に書き込んでいるのは、わざと喧嘩をあおるように、本人以外の別人によるなりすましの場合もある。したがって、悪口の書いてある掲示板は、見るのを止めることが望ましい。もし書き込みなら、いじめられている人を助ける発言を書き込むのが良い。

株式会社サイブリッジは「学校裏サイトチェッカー」を公開している。裏サイトは、悪質な書き込みがあつてはじめて、このサイトは悪いと断定される。仲間内で楽しく前向きな議論ややりとりをするサイトであれば、問題視する必要はない。しかしながら、健全なサイトも、あるときを境に急に炎上したりするので、教員や親は常に注意が必要である。

俗にいう裏サイトは、学校が公式に認定していないサイトのことで、非公式であるサイトのことは、勝手サイトと呼ぶのが通例であり、[荻上]は、学校裏サイトのことを「学校勝手サイト」とであると記している。

[鎌田, 茂木]において、茂木は、次のように興味深い発言をしている。「規制や技術などで縛る前に、子どもを持つ親や教育者が、子どもとインターネットの関係はどうあるべきとい

う考え方をしっかり持つべきだ(中略)『抑止』から『活性化』への道が見えてくる。(中略)モラルとして保持しているのは『自分の発言がコミュニティや社会をより良いものに導くかどうか』。インターネットは公共性の高いスペースです。そこでする発言は社会のウェルフェア(福利)に少しでも貢献するものであってほしい。どんな小さな言葉でも、それは世界につながっているわけですから。」

茂木の発言を教訓とし、掲示板などのコミュニティで悪質な書き込みを発見したら、みんなで排除したり、管理人に削除を依頼すべきである。参加する子ども自身のモラルが問われているのだということを、子どもたちが気づくような指導をすべきである。悪い書き込みが多数の場合には、それ以上参加し続けたり、読むのをやめて、無視するのが一番である。誰でも無視されると堪えるものである。ただし、信憑性のない記事をもとにリアルの付き合いで友人を無視する行為に出ることは絶対にやめるべきである。

(4) 出会い系サイトに気をつける

出会い系サイトで出会った人に誘拐・強姦されたなどの各種報道を耳にするためか、出会い系サイトが危険なことは子どもたちもよく知っている。危険なことを知っていても、出会い系サイトで、援助交際という売春行為をする子どもたちと、買春する大人が後を絶たないのは憂慮すべきことである。

出会い系サイトに全く興味のない人が、掲示板やSNSで知り合った人と仲良くなり、結果として強姦や殺人の被害にあう事例があるので、注意喚起が必要である。被害にあわないためには、SNSなどの自分の記事にコメントしてきた人と、むやみにやり取りしないことが肝要である。

[出会い系サイト規制法](俗称)という法律では、出会い系サイト管理者(インターネット異性紹介事業者)に、サイト利用者に児童がないことを徹底させるために、児童ではないことの確認方法などを紹介することを通じて、出

会い系サイトに児童が紛れ込むのを防いでいる。

しかしながら、SNSサイトでは、児童が大人とやりとりするのを規制するのが難しいので、利用者本人の注意が必要である。

7. むすび

本論文では、本人追跡性という観点から情報モラル教育を論じた。20校以上の高等学校からの依頼で講演してきた経験をふり返り、情報モラル教育の一つの考え方を紹介した。情報モラル教育の講演効果を上げるには、子どもたち自身に、それが自分の身を守るためのものであることを理解してもらうことが重要である。講演の最後に毎回子どもたちに訴えることがある。それを記して本稿の結びとしたい。一日の時間は有限だが、メールやネットは無意味に時間を浪費する性質がある。自分からメールのやりとりを終えることは相手に失礼だと感じてしまうかもしれないが、それでは、いつまでたってもメールのやりとりが終わらず、時間が際限なく費やされ、負担感ばかりが増えてしまう。メールは3往復したら終了するなどのルールを自分たちで決めておくことが必要ではないだろうか。高校生時代は今しか無い、かけがえのない時代である。ネット以外に、勉強、課外活動、友人との交流など他にすべきことが多くあることを再認識すべきである。

謝 辞

千葉県立柏の葉高等学校、滑川敬章先生と査読者に有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げます。

【参考文献】

- [Facebook] <http://www.facebook.com/>
 [Twitter] <http://twitter.com/>
 [mixi] <http://mixi.jp/>
 [GREE] <http://gree.jp/>
 [Mobage] <http://www.mbga.jp/>
 [内閣府 2011] 内閣府：『平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査』, (2011.10.31), http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h23/net-jittai/pdf/kekka_g.pdf
 [下田] 下田博次：『学校裏サイト』東洋経済新報社, (2008).
 [教員研修センター] 情報モラル指導セミナー「5分で分かる情報モラル」, http://www.nctd.go.jp/5min_moral/index.html
 情報モラル研修教材2005, <http://www.nctd.go.jp/2005/index.htm>
 [教育委員会] 各都道府県教育委員会の情報モラルに関する取組, <http://fish.miracle.ne.jp/adaken/zyoho/info-moral.html>
 [島根の教育研究会] 情報モラル関連リンク集, <http://fish.miracle.ne.jp/adaken/link/moral.htm>
 [小泉] 小泉宣夫監修：『情報心理』日本文教出版, (2009).
 [金, 圓岡] 金武完, 圓岡偉男：『入門 情報社会とコミュニケーション技術』, 明石書店 (2011).
 [総務省2011a] 総務省 情報通信国際戦略局 情報通信経済室 (委託先：株式会社KDDI総研)：『次世代ICT社会の実現がもたらす可能性に関する調査研究報告書』, (2011.3), http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h23_05_houkoku.pdf
 [総務省2011b] 総務省：『平成23年版 情報通信白書』, 第2部, 第3章, (1) ソーシャルメディアの利用状況, <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/html/nc232310.html>
 [NPO法人教育研究所] ネットゲーム依存, 不登校, ひきこもりの情報サイト, ネットゲーム依存の解決策は?, <http://www.konayami.com/>
 [福岡県警察] <http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/seikei/038.html>
 [プロバイダ責任制限法] 正式名：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律, (プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト, <http://www.isplaw.jp/>)
 堀部監修：『プロバイダ責任制限法 実務と理論』, 商事法務 (2012.7).
 [高木] 高木浩光：「日本のインターネットが終了する日」, (2008.07.10), <http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20080710.html>
 高木浩光：「日本のインターネットが終了する日」あとがき, (2008.07.22), <http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20080722.html>

- [四家] 四家正紀：携帯電話からのネット利用と個人識別番号に関して知っておいたほうがいいこと，(2008.07.23)，http://next.current.co.jp/archives/2008/07/post_125.html
- [docomo] NTTドコモ，<http://www.nttdocomo.co.jp/info/safety/fictitious1.html>
- [前略プロフィール] <http://pr.cgiboy.com/>
- [前略リアル] <http://d.cgiboy.com/>
- [EU] サイバー法ブログ：EU：「忘れ去られる権利 (right to be forgotten) を明示した個人データ保護指令の改正案を提示，<http://cyberlaw.cocolog-nifty.com/blog/2012/01/euright-to-be-f.html>
- [学校裏サイトチェッカー] 株式会社サイブリッジ，[accessed 2012.05.15] <http://schecker.jp/>
- [荻上] 荻上チキ：『ネットいじめ』PHP新書，(2008).
- [鎌田，茂木] 鎌田真樹子：茂木健一郎氏へのインタビュー「インターネットと子どもたちの未来について」，(2010.06.29)，<http://times.good-net.jp/2010/06/29-1046.html>
- [出会い系サイト規制法] 正式名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律，福田正信他：『逐条出会い系サイト規制法』立花書房 (2009.5).